

令和8年度白鷹町関係人口創出・拡大業務委託仕様書

1 業務名

令和8年度白鷹町関係人口創出・拡大業務

2 業務の目的

本業務は、本町出身の首都圏在住者を対象に、本町及び町民との新たなつながりを育む場を創出することにより、本町への愛着と関心を再喚起し、多様な形で継続的に関わる「関係人口」を創出・拡大することを目的とする。

併せて、本事業への関係者相互のコミュニティを形成し、将来的な地域活動への参加や移住・二地域居住等への展開につながる基盤づくりを図るものとする。

3 委託期間

契約締結の日から令和9年3月31日まで

4 業務内容

業務実施にあたっては、町と協議しながら次の事業を行うこととする。

- (1) 本町において選出する町内在住協力者（以下「協力者」という。）及び町職員合わせて5～10名程度と、概ね平成元年以降に生まれ本町において育ち、現在首都圏に在住する本町出身者20名程度（以下「出身者」という。）が首都圏において交流する機会の創出。

例) 首都圏交流会、セミナーなど

- (2) 前号における機会の企画立案、コーディネート及び運営並びにリスク管理

例) 参加者募集及びとりまとめ、協力者の旅費の手配・支給、イベント保険等への加入、会場の選定、手配、使用料支払 他一式

- (3) 参加者アンケートの実施、集計
- (4) 本事業の次年度以降の事業展開に向けた提案
- (5) 委託業務に関する実績報告
- (6) その他本業務の目的達成に必要なこと

5 本業務に求める成果および目標

- (1) 出身者の15名以上がふるさと住民登録制度における本町のふるさと住民登録者となること、または登録を希望すること。なお、後者については、当町におけるふるさと住民登録の開始時期が令和9年3月25日以降となった場合に限る。
- (2) ビジネスマッチングや有益な情報交換など、協力者・出身者相互に有益なものとなること。

6 独自提案

本事業の目的を達成するために効果的と考えられる提案があれば、積極的に行うこと。なお、提案の実施に係る費用は、本契約の範囲内で賄うものとする。

7 事業実績報告

(1) 報告書作成

本事業の終了後、速やかに下記の内容を記載した報告書を提出すること。

- ・周知・広報の実績
- ・イベントの概要及び当日の写真のデータ
- ・参加者の氏名・連絡先等の情報一覧（エクセル様式）
- ・アンケート集計結果
- ・イベントの実施効果や課題、改善案等
- ・その他、町が指定するもの

(2) 報告書の納品

上記（1）の報告書の納品については、書面及び電子データ（Microsoft Word 又は PowerPoint 形式）で提出すること。

8 委託業務の実施条件

(1) 本委託業務の実施にあたっては、業務を円滑に進めるために必要な打合せの機会を設けること。また、打合せ場所は原則として町が指定する場所とする。

(2) 本委託業務における実施内容は、仕様及び提案内容を踏まえ、最終的に町と協議のうえ決定する。

(3) 本委託業務の実施にあたっては、契約書及び仕様書に定めのない事項や細部の業務内容については、町と協議のうえ決定する。

(4) 本仕様書に掲げる業務のほか、「2業務の目的」を達成するための業務が発生した場合、受注者と協議の上、業務を追加委託し、再契約するものとする。

(5) この契約にかかる会計関係書類は、委託事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存すること。

9 契約に関する条件等

(1) 再委託等の制限

(ア) 受注者は、本業務の全部を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

(イ) 受注者は、本業務の一部を第三者に委託することができる。この場合、事前に再委託の内容、再委託先（商号又は名称）、再委託先に対する管理方法等必要事項を町に対して書面で報告しなければならない。

(2) 機密の保持

受注者は、本業務を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、目的外の利用、第三者に開示、漏えいしてはならない。契約終了後もまた同様である。

(3) 個人情報の保護

受注者は、本業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、個人情報保護法を遵守し、別記「個人情報取扱特記事項」に留意すること。

別記

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 受注者は、個人情報（個人に関する情報であつて、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この契約による事務を行うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2 受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(収集の制限)

第3 受注者は、この契約による事務を行うために個人情報を収集するときは、その目的を明確にし、目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

2 受注者は、この契約による事務を行うために個人情報を収集するときは、本人から収集し、本人以外から収集するときは、本人の同意を得た上で収集しなければならない。ただし、発注者の承諾があるときは、この限りでない。

(漏えい、滅失及び毀損の防止)

第4 受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報について、漏えい、滅失及び毀損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(目的外利用・提供の禁止)

第5 受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を当該事務の目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写又は複製の禁止)

第6 受注者は、発注者の承諾があるときを除き、この契約による事務を行うために発注者から提供された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(事務従事者への周知)

第7 受注者は、この契約による事務に従事している者に対し、在職中及び退職後においても当該事務に関して知り得た個人情報を正当な理由なく他人に知らせ、又は当該事務の目的以外の目的に使用してはならないこと、山形県個人情報保護条例により罰則が適用される場合があることなど、個人情報の保護に必要な事項を周知させるものとする。

(再委託の禁止)

第8 受注者は、発注者の承諾があるときを除き、この契約による事務を第三者に委託してはならない。

(資料等の返還等)

第9 受注者は、この契約による事務を行うために、発注者から提供を受け、又は受注者自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、この契約の終了後直ちに発注者に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、発注者が別に指示したときは当該方法によるものとする。

(調査)

第 10 発注者は、受注者がこの契約による事務を行うに当たり取り扱っている個人情報の状況について、随時調査することができる。

(事故発生時における報告)

第 11 受注者は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。